

## 公立学校育児休業代替職員取扱要綱

(平成 31 年 3 月 13 日教育長決定)

## 第 1 目的

この要綱は、道立学校職員及び市町村立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員に限る。以下、同じ。）に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）が育児休業を取得した期間中の担当業務を処理するための育児休業代替職員に係る採用方法等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 用語の定義

## 1 育児休業取得者

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 2 条に基づく承認を受けた職員及び承認を受ける予定の職員をいう。

## 2 任期付教職員

法第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用される職員をいう。

## 3 臨時教職員

法第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき任用される臨時的に任用される職員をいう。

## 第 3 代替方法

育児休業代替方法は次のとおりとする。

- (1) 任期付教職員による代替（技能労務職は除く。）
- (2) 臨時教職員による代替

## 第 4 職務

育児休業取得者の代替として採用または任用される道立学校職員及び市町村立学校職員（以下、「育休代替教諭等」という。）が従事する業務は、育児休業取得者の職と同様とする。

## 第 5 任期付教職員による代替

育児休業取得者の所属に任期付教職員を配置する。

- (1) 道立学校（教育職給料表適用者）及び市町村立学校  
任期付教職員による採用方法等は、学校職員の育児休業等の承認等及び補助教職員の任用に関する事務取扱要綱（平成 4 年 4 月 1 日教育長通達）の第 4 に定めるところによる。
- (2) 道立学校（上記以外の職）  
任期付教職員による採用方法等は、北海道教育委員会育児休業代替任期付職員に関する取扱要綱（平成 29 年 10 月 10 日教育長決定）に定めるところによる。

## 第 6 臨時教職員による代替

臨時教職員の任用方法等は、学校職員の育児休業等の承認等及び補助教職員の任用に関する事務取扱要綱（平成 4 年 4 月 1 日教育長通達）の第 5 に定めるところによる。

## 第 7 特例

この要綱に定めるもののほか、育休代替職員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。